

別表 第4条関係

地域活動	交付金の額
森林経営計画作成促進	<p>交付金の積算基礎となる森林（以下「積算基礎森林」という。）<sup>注1</sup>の面積1ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者<sup>注2</sup>に対し合意形成活動を行った森林にあっては、当該額に、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積1ヘクタールにつき7,000円を乗じて得た額を加算した額）以内の額</p> <p>(1) 経営委託を行った森林 19,000円</p> <p>(2) 共同計画等を行った森林 6,000円</p> <p>(3) 間伐促進を行った森林 15,000円</p>
森林境界の明確化	<p>(1) 積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき、次に掲げる森林の区分に応じ、それぞれに定める交付単価を乗じて得た額（不在村森林所有者に対し合意形成活動（現地立会の実施により行われたものに限る。）を行った森林（当該者に対し合意形成活動を行った森林として森林経営計画作成促進に係る交付金の加算の適用を受けた森林を除く。）にあっては、積算基礎森林の面積のうち当該不在村森林所有者が所有する森林の面積1ヘクタールにつき6,500円を乗じて得た額を当該交付単価を乗じて得た額に加算した額）</p> <p>ア 森林境界の測量（イ又はウによるものを除く。）を行った森林 33,750円</p> <p>イ 高性能の機器<sup>注3</sup>を活用して森林境界の測量（ウによるものを除き、基準点等との結合を伴うものに限る。）を行った森林 38,750円</p> <p>ウ リモートセンシングデータを活用して森林境界の測量を行った森林 42,250円</p> <p>(2) 森林境界案の作成を行った積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき30,000円を乗じて得た額</p>
森林所有者の探索	積算基礎森林の面積1ヘクタールにつき、3,750円を乗じて得た額以内の額
森林経営計画作成・森林の境界明確化に向けた条件整備	積算基礎森林面積1ヘクタールにつき、30,000円を乗じて得た額以内の額

注1 各森林の区分における交付単価を適用する森林は、交付金実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のアの(ウ)の規定に基づく。

注2 居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね2時間以上を要する森林をいう。

注3 高性能の機器の仕様については、京都府森林整備地域活動支援交付金等交付要綱（平成14年9月20日京都府告示第496号）の規定に準ずる。